

令和2年4月臨時会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

令和2年4月30日

長 崎 県 議 会

# 目 次

## ( 4月30日〔緊急経済対策補正審査〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明 .....	2
総務部長予算議案説明 .....	3
地域振興部長予算議案説明 .....	3
地域づくり推進課企画監補足説明 .....	4
地域づくり推進課長補足説明 .....	4
予算議案に対する質疑 .....	4
予算議案に対する討論 .....	13

## ( 配布資料 )

- ・分科会関係議案説明資料

4 月 30 日（緊急經濟対策補正）

01、開催年月日時刻及び場所

令和2年 4月30日

自 午前11時 1分  
至 午前11時57分  
於 委員会室 1

地域振興部長 浦 真樹 君  
地域振興部政策監 村山 弘司 君  
(離島・半島・過疎対策担当)  
地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
地域づくり推進課企画監 徳永 真一 君  
(離島振興対策担当)

2、出席委員の氏名

分科会長	山口 経正 君
副会長	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	中島 浩介 君
〃	山本 啓介 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	麻生 隆 君
〃	堤 典子 君
〃	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長	柿本 敏晶 君
政策企画課長	陣野 和弘 君
-----	
総務部長	大田 圭 君
財政課長	早稲田智仁 君
情報システム課長	吉村 邦裕 君
-----	

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）  
第95号議案  
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）  
（関係分）  
報告第1号  
令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）  
（関係分）  
報告第2号  
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）  
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

-----  
午前11時 1分 開会  
-----

【山口(経)分科会長】 ただいまから、総務分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大久保委員、堤委員の両人をお願いいたします。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第95号議案「令和2年度一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、ほか2件であります。

臨時会は、地方自治法第102条第3項、第4項及び第5項に規定されており、原則としてあらかじめ告示された付議事件に限り招集することとされております。

よって、分科会の質疑についても、付託を受

けた議案の関係部分についてのみ行うこととしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の分科会における理事者の出席範囲についてですが、付託議案に直接関係する者に限定することとし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

審査は分科会審査のみとし、各部長の議案説明に続き、議案に対する質疑を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることといたします。

【柿本企画部長】 4月1日付で企画部長を拝命いたしました柿本敏晶でございます。

山口経正委員長、北村副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご教示を賜りながら、本県のさまざまな課題解決に向け取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大田総務部長】 4月1日付で総務部長を拝命いたしました大田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席しております総務部幹部職員のうち、4月1日の人事異動に伴い交代があった職員を紹介させていただきます。

（幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【浦地域振興部長】 4月1日付で地域振興部長を拝命いたしました浦 真樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております幹部職員のうち、4月の人事異動に伴い交代があった職員を紹介させていただきます。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

まず、企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【柿本企画部長】 企画部関係の議案についてご説明をいたします。「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算で60億20万5,000円の増を計上しております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 次に、総務部長より、予算議案及び予算にかかる報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、国において決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加するものであります。

歳入予算は、繰入金3億8,313万8,000円の増であります。

歳出予算は、企画費519万8,000円の増、予備費2億円の増、合計といたしまして2億519万8,000円の増であります。

歳出予算の補正予算の主な内容は、テレビ会議システムのライセンス数増に要する経費の増であります。

次に、報告議案についてご説明をいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症への対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づきまして、令和2年3月27日付で専決処分をさせていただいたものでございます。関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第1号「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、繰入金13万7,000円の増、県債

80万円の増、合計いたしまして93万7,000円の増であります。

次に、報告第2号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算は、繰入金4億9,090万3,000円の増であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明をいたします。お手元の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、地域振興部をご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第95号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で合計3億4,650万円の増、歳出予算で合計4億3,642万3,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容については、しま振興対策費として、国境離島地域において、雇用機会拡充事業により新たな雇用を創出した事業者に対し、経営基盤の維持を支援するための経費を、それから2ページでございますが、地域振興対策費として、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県内のテレワーク受入態勢づくりを進めるための経費をそれぞれ計上いたしております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【徳永地域づくり推進課企画監】私の方から、本分科会に提出しております4月補正予算の事業につきましてご説明させていただきます。

お手元に配付しております「予算決算委員会総務分科会補足説明資料 令和2年度4月補正予算事業説明書」と書いてある資料をご用意いただければと存じます。

1ページをご覧ください。

しま振興対策費（国境離島創業・事業拡大等支援事業費）、予算額4億3,312万5,000円であります。

これは、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく補正予算におきまして、国境離島交付金の新たな事業として創設される制度を活用して、事業者の経営基盤の維持をしようとするものであります。

事業内容としましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、特定有人国境離島地域の基幹産業であります農林水産業や観光産業を中心に各分野での影響が深刻化していることを踏まえ、国境離島交付金の雇用機会拡充事業により新たな雇用を創出した事業者に対し、経営基盤の維持に必要な支援、具体的には人件費や宣伝広告費等の運転資金についての支援を実施しようとするものであります。

なお、支援の対象としては、令和元年度までに雇用機会拡充事業を実施した事業者のうち、売上高または生産量などの事業活動を示す指標が減少しているなどの要件を満たす事業者で、想定事業者数、負担割合はご覧のとおりであります。要件等の詳細は、現在、国の方で調整中でありまして、詳細が決定次第、速やかに市町において事業者からの申請の受付等が行えるよう、関係市町と十分連携し準備を進めている

ところであります。

説明は以上でございます。

【山口(経)分科会長】次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】私の方から、テレワーク受入態勢緊急整備事業について説明をいたします。同じ資料の2ページをお開きください。

予算額は記載のとおりでございます。

事業目的としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、都市部企業を中心にテレワーク導入が進む中で、収束後に都市部企業等のテレワーク誘致を見据えまして、県内におけるテレワーク受入態勢の充実を図っていくことが重要と考えております。

今回、地方創生臨時交付金を活用しまして、県内の受入施設、地域情報等を整理しまして、都市部企業等に対する一元的な情報発信、窓口機能の整備を進めることにいたしております。

具体的には事業内容の欄に記載しております。「ながさき移住ナビ」の中に、短期滞在型を含みますテレワークの受入市町、施設や支援策等に係る情報、観光体験や働き方、暮らし方などの魅力を掲載したポータルサイトを構築してまいりたいと考えております。

このほか、下の「その他特記事項等」の欄に記載しておりますが、別途、緊急雇用創出事業を活用しまして、テレワーク等に関する情報収集、発信、受入相談、案内、あるいは地域との連絡調整等を行う人材を配置しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりしましたので、予算議案及び予算に係る報告議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】新型コロナウイルス対策で日夜頑張っていたに敬意を表したいと思います。

まだ収束していませんので、気を緩めずに、県内の雇用者の関係、また企業の存続をしっかりと支えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

何点か質問通告しておりましたので、これに沿って確認をしていきたいと思っています。

1つは、情報ネットワーク推進関係で519万8,000円が計上されておまして、ライセンス数を10から55に増やすということでありました。ライセンス数ということで、要はテレビ会議システムですから、庁内の関係でやるということでしょうし、振興局、また出先の関係で10から55と増えたと聞いております。この関係で、県内全体のカバーとして、どの程度まで達成しているのか。そういったことで今後は出張も最低限に抑えられると思いますけれども、今回55にライセンスを増やすことによって、県内の出先関係の何パーセントぐらいまで展開できるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【吉村情報システム課長】今回増えますライセンスというのは、同時に幾つのテレビ会議を行うことができるかというライセンスでございまして、例えば端末とか機械、機器の整備をするものではございません。

端末といたしましては、県庁内のLANにつながっている端末ですと、全てテレビ会議に対応できておりますので、その範囲という言い方でお答えすれば、既存の10ライセンスでも、全ての県庁出先機関を網羅しています。今回ライセンスを追加することによって、同時開催できる会議の数が10から55に増えることとなります。

【麻生委員】勘違いしておりました。55とい

うことで、今までのシステムの中で展開できて、多くのポートで出ると判断していいんですね。わかりました。

今後、テレビ会議システムが増えれば、効果が上がって出張経費も含めて効果が出ると思いますので、展開をお願いしたいと思います。

併せて、ライセンス数が増えたことによって、ハード系の機器関係についての展開は、追加購入とか、今後整備しなくてはいけないというのが発生するかどうか、お尋ねしたいと思います。

【吉村情報システム課長】テレビ会議に使用する端末は、県庁のLANにつながっているパソコンであれば全て対応できます。専用の端末もございまして、これは会議に1つの場所に参加する職員が大勢の場合に、そういう専用端末を使った方が会議が進めやすいということです。現在、本庁はもちろんですが、各振興局、保健所に整備をしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、現在の事務用端末でテレビ会議システムには対応できているところでございますので、今回、ハードの購入経費等は計上していないところでございます。

【麻生委員】テレビ会議関係を含めて、結構主体になってきましたけど、今、民間ではZoom（ズーム）とか、結構活用されていますけれども、セキュリティの問題があつて難しい面があると言われておりますね。インターネットを経由しての取組が結構多くなるので、ポータルサイトを含めた状況的にはセキュリティの問題もあるのかなと言われておりますので、そういった点について、県が採用している分についてのセキュリティの問題はないのでしょうか。

【吉村情報システム課長】今、県で採用しておりますテレビ会議システムは、民間のサーバーを経由ということになりますけれども、会議の主催者、これは県側の職員が主催をして、県の



例えば出先機関の参加者を招待するという形になっております。

あるいはケースによっては、例えば業務の打ち合わせ等のために民間の企業と会議をする、あるいは在宅勤務をする職員で自分のパソコンを使って仕事をする者も招待して同時に会議を開催することは可能になっておりますが、県庁のLANとは切り離されたところでの会議ということになりますので、安全面については十分なセキュリティを確保していると考えております。

【麻生委員】ぜひまた取組をお願いしたいと思います。

次に、地域振興策のテレワークについてお尋ねしたいと思います。

今回、移住支援公式ホームページの中にテレワーク関係の情報を網羅するための経費です。今後テレワーク自体が増えてくるということで構築をされるのでしょうかけれども、今、県内のインターネット関係の高速通信が、移住しても設定されていないところもあるんじゃないかと。特に松浦あたりも、まだ前提になっているということでもあります。

テレワークについて、ポータルサイトを設置する費用はあるんですけど、その先の状況として、県内の高速通信網の整備状況がもっとなれば、自分が来たいという形であっても、テレワークができるのかというそもそも論があるわけですね。

そういった状況についての把握はされているのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】情報通信関係のお尋ねであります。

多くの都市部企業等のテレワーク誘致につなげていくためには、県内地域との連携はもとよ

り、庁内関係部局との協力関係が重要だと考えております。

今ご指摘がありました、テレワークは特に通信環境が重要ということ、あるいは前提というふうなことでありますために、庁内の次世代情報化推進室とも意見交換を既に行っております。

同所属によりますれば、光ファイバーといった固定系の超高速ブロードバンドの県内カバー率は、平成31年3月末現在で約96.8%ということで、全国平均の99.5%を下回る状況というふうにお聞きしております。そのため、今回の事業については、まずは十分な通信環境が整っている地域、施設について取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、県内の通信環境が未整備である地域の多くは、民間通信事業者の方で採算が厳しいというふうに考えておられる離島・半島地域等の条件不利地域が多いと聞いておりますけれども、私どもとしましては、こうした地域こそ、自然環境等を生かすことでテレワーク等について、ほかの地域との差別化が可能だと、あるいはチャンスがあるというふうに考えております。

そのため、この事業で県内の先行事例をつくり出しながら、県内地域へも取組を促していきまして、県内の情報通信環境の整備充実につながるよう、今後とも次世代情報化推進室にもご協力いただきながら取組を展開していこうというふうに考えております。

【麻生委員】以前、徳島県の神山町というところにおじゃましたんですよ。これはまさにテレワークが最先端で、国から消費者庁をもって来ようということで、東京VS徳島という形で、もう5年ほど前からされてきました。改めて、こういう時代が来たのかなと思っています。

そういうことで思うのは、せっかく広報をするんですから、この中に先端事例のことをきち

と載せてもらうとか、長崎でやっていることの成功事例をしっかりと載せてもらいたいと思うんです。そういったことによって、今から企業が、都会でしかできないことが地方でもできるんですよというメリットを、今回は新型コロナウイルスによって変わってきたと思いますので、逆に展開をしていただきたいと思います。

併せて今、5Gの世界と言われているので、通信網の世界が変わってきていると思います。長崎は96%しかなくて、まだできていない。離島・半島も結構されていないということです。ぜひ総務省に今回の状況について、テレワークに対する状況と併せて、そういう通信網の整備の予算の獲得をぜひお願いしたいと思いますので、これは要望にしておきたいと思います。

次に、地域づくり推進課についてのお尋ねでございます。

今回、4億3,300万円近くの予算がつかしました。これは、先ほど説明があったように、令和元年度までに雇用機会拡充事業を実施した、事業活動を示す指標が減少しているなどの要件を満たした事業者に出すということで、想定事業者数は231件あるんですけれども、上限は300万円ということでもありますので、こういう企業の投資金額だとか、合わせての状況でされるのか。

231者あるわけですから、300万円だと6億円近くなるわけですね。今回の予算が4億3,312万5,000円ですので、積算では約70%程度しかないと思っています。

こういう各企業に対して、振興された状況についての判断や割合、要綱はありませんけれども、この予算を積算された根拠として、どの程度見ていらっしゃるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【徳永地域づくり推進課企画監】今回の予算の積算についてのお尋ねでございます。

まず、231の事業者についてであります。制度の詳細が国において固まっていないことから、支援の対象となり得る事業者の最大数で予算の積算を行ったところであります。

具体的には、令和元年度までに雇用機会拡充事業を利用した事業者が、年度ごとの累計で延べ382件ございます。その中から複数年度の事業採択を受けている者や、令和2年度に国境離島の雇用機会拡充事業の採択を受けている者などを除くと231者ございまして、それで積算を行ったところであります。

また、事業費の上限、積算についてですが、事業費の総額は、231者掛ける最大300万円と計算しますと約7億円でございます。このうち国が8分の4、県が8分の1、市町が8分の1で、事業者が残りの8分の2となっております。今回、県で予算化していますのは、国8分の4と県の8分の1、合わせて8分の5でございます。

なお、交付金の流れでございますが、国から県に来て、県から市町に、市町が申請を受け付けて事業者へ渡すということになっておりますので、今回の事業費の積算においては、300万円の上限掛ける231の総事業費7億円と積算をしているところでございます。

【麻生委員】ご説明いただきましてわかりました。231者については、上限300万円の支給を認めるということですね。

企業体によっては、企業が国境離島で事業を振興した時に1,500万円ですかね、あって、多くの活用された事業がありまして、中には大々的に何億円もかけて整備されたところもありました。だから、そういうところとの調整があるのかなと思ったんですけれども、今聞きましたら、231者について上限300万円を出すということで理解していいわけですね。国境離島で頑張っている方がおられますので、ぜひ活用

してもらいたいと思っています。

五島の崎山におじゃました時、奈留の方から来られて、コテージをされた方がおられました。夫婦2人でされて、昨年、施設を見てきたんですけれども、崎山湾の入るところに、ほかのところ建てられた施設もありましたけれども、そういったところについては、今回、新型コロナウイルスで相当な被害が起きているなど。その方たちは、世界遺産の関係だとか、五島の魅力があって、もともと五島の方と聞いています。Uターンで戻ってきたという話をされてきました。

こういうことで、離島の皆さんがしっかりと事業を継続できるような形でお願いしたいと思っておりますので、ぜひ、早急な国の指針に基づきながら、しっかり激励の意味からも併せてやってもらうことを希望したいと思います。以上、終わります。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】何点が質問をさせていただきたいと思っております。

まず、企画部で歳入60億円がございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の60億円は総額ですかね。まだあって、別取っているということはないんですかね。

それと、この60億円の出方ですけど、国が計算をして、長崎県にはこれだけというふうにして出されたものか。県が、ある程度積み上げをして、これだけ要るから、要求されたものか、そこら辺の中身をお知らせさせていただきたいと思っております。

【陣野政策企画課長】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回の国の経済対策の中で位置づけられた交付金でございます。具体的には新型コロナウイルスの感染拡大防止、

感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するという形で、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かく事業が展開できるようにと財源措置という形で交付金制度が設けられているところでございます。

国全体の予算としては1兆円が構えられております。この交付の限度額は国の方から示される予定になっております。この交付限度額の考え方は、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、また、国の経済対策で展開されます国の補助事業の地方負担額に基づいて算定するという形で今、国から示されておりますが、具体的な額につきましてはまだ国から示されておられません。

こうしたことから、今回、60億円ほど県で予算を計上しておりますけれども、これは県の方で一定、こういう交付金が活用できるという前提のもとに今回予算を組んだものの財源の積み上げとして60億円計上させていただいております。制度としては、国の方から先ほど申し上げました積算の基礎をもとに限度額が示された後に、県並びに市町の自治体で計画をつくって申請するという流れでございます。

限度額につきましては、国の補正予算が成立した後に国の方から示されるという形になっておりますので、現段階ではまだ詳細な額については把握しておりません。国におきまして、大型連休の後に具体的な制度等の説明会を実施するとお伺いしておりますので、現段階ではあくまでも見込みということで計上させていただいております。県といたしましては、この60億円よりも上回ってくるものとは思っておりますけれども、まだ具体的な額は把握していない状況でございます。

【吉村委員】よくわかりました。交付限度額が一定の計算の積み上げで出てくるという話です

が、それは長崎県においても、そういうことで計算していったら大体どれぐらいの額になるんじゃないかならうかという想定はできるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

【陣野政策企画課長】先ほど申し上げましたように、今、国から示されておりますのが、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、また国庫補助事業の地方負担額などを考慮して算定するという形でございますが、どういった配分の割合になるかとか、単価的なものがどうなるのかというのが、まだ具体的に示されておられませんので、具体的に幾らぐらいになるのかというのは、まだ積算していないところでございます。

一定の目安といたしましては、10年前に同じような経済対策で、国の方で地域活性化経済危機対策臨時交付金という似たような地方の自由度が高い交付金が来ておりました。同じように1兆円の予算規模で来た時に、県の方では85億円の交付がございました。そういった一つの目安はございますけれども、前回10年前と異なるのは、新型コロナウイルスの感染の状況の算定が入っておりますので、そういった形でどのように影響がくるのかというのは今後の話になるかと思っております。

また、今回の交付金につきましては、前回と違いますのが、医療体制とか感染症対応の財源にも活用という形になっておりますので、今回の補正予算の60億円の中にもそういった部類の予算を計上しております。額につきましては、今後、国の制度設計等を見た上でと考えております。

【吉村委員】なかなか説明が詳しいので、ありがたいんですが、10年前の同じような対策の時に85億円ということが参考になるんだろうと。今回、60億円を組んであるので、差し引き、あ

と25億円ぐらい来るんじゃないか。長崎の港に停まったクルーズ船で感染者が出ているので、いろいろ考えると、もう少し来るのかもしれないとか、というのもあるかもしれないんですが。

29日の新聞に、新型コロナウイルス対策で休業協力金の対象拡大と、すぐ載せていただいてよかったなと思っているんですが、まだまだ、この対象の拡大とか、そういう要望がたくさんあるわけですね。

その話をした折に、やはり予算ありきという言葉が前面に出るものだから、そうでもなろうと、対策がありきで、それに予算をどうにかつけていくことが必要な部分もあるんだろうと思うので、今、第1弾が出ましたが、今後、第2弾、第3弾と、そういう対策を拡充していただきたいと要望しておきます。

それからもう一つ、地域づくり推進課の予算、しま振興対策費で4億3,312万5,000円。先ほど説明を聞いて、ある程度理解はしたんですが、この内容が、対象経費が人件費等々の運転資金に支援をするということですが、国の新型コロナウイルス対策の雇用調整助成金でも対象になるんじゃないかならうかと思うんですが、その兼ね合いというところがわかっておられれば、お知らせいただきたいと思います。

【徳永地域づくり推進課企画監】ほかの制度との併用の関係のご質問でございます。

基本的な考え方としまして、他の補助金と補助制度が重ならなければ併用ができるものと考えております。先ほど委員がおっしゃいました雇用調整助成金につきましては、一部、資格取得経費などの補助対象経費が重なる場合もあり得るものと考えておりますが、今回提案しております雇用機会拡充事業の創設される支援制度につきましては、通常に勤務されている方の人件費への支援が主でありまして、休業手当を主

に支援対象とします雇用調整助成金とは、基本的に補助対象経費が重ならないものと考えております。

【吉村委員】概ねわかるような感じですが、ずっと勤めていたら当然休業はしておらんのですから、そこで人件費をこの補助事業で見ると。事業をどうしても少し縮小せざるを得ないということで休業していただく方々については、この雇用調整助成金で対応していただくと、2本立てで対応できるんですよということで理解してよろしいんですか。確認です。

【徳永地域づくり推進課企画監】委員おっしゃるとおりで、通常働いている方の人件費を支援するのが今回ご審議をお願いしています事業でございまして、事業をやむなく休業している場合の支援については雇用調整助成金で対応するものと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】休業要請に伴う協力金という形で、これを、今お話があるように拡大をしてもらって、今回、非常に対応が早いということで大変力強く感じているところであります。

そこで、今回の休業要請を、協力金を出す対象がどれくらいになるのか。そういう件数とか、あるいはその予算に占める総額とか、そんなのをどの程度見込まれているかということについては、総務部長とか財政課長とかでわかるんですか。

【早稲田財政課長】今回の休業等の協力金につきましては、産業労働部の予算に計上されております。件数につきましては、全体で約8,500事業所と見込んだ上で一定の予算、約26億円を計上しているところでございます。

【小林委員】大体8,500事業所ぐらいと見込んで26億円ぐらいの予算を確保していると、そう

いうお話であります。

これが5月6日までと、連休明けまでということになっている。今日の朝一番のニュース等々においては、この緊急事態宣言がこれからまだ延長されるであろうと。こうなるとまいますと、5月6日というのは目の前ですね。4月25日から始まって5月6日、約10日間ぐらいですよ。そこで30万円の協力金を支払うということがあります。

これからあと1か月ぐらい延びるとした時に、一体どうなっていくのかと。現時点で、お話のとおり26億円ぐらい、8,500件ぐらいを考えているということでありまして、1か月間延長されるということを前提に考えていけば、率直に言って。

今回の25日から5月6日までは約10日間ぐらいの期間ですよ。これが1か月延びるといようなことになってまいますと、10日、10日、10日と3回分ぐらいになるわけだよ。10日で30万円と計算をいたしますと、1か月ぐらいで大体90万円ぐらい、そんな状態になってしまうのではないかと。

そのお金は、その原資は一体どこから来るかといえば、やっぱり国で改めて地方創生の緊急の交付金をつくっていただかなければいかんと思います。今回の補正予算の成立が、今日は参議院ですか、そういう格好で正式に成立するとしても、1か月間の延長については、まだ明らかになっていないのではないかと感じがしますが。

この中身については産業労働部であろうけれども、予算の見込みとか、あるいは予算については、やっぱり総務部並びに財政課でしっかり考えていただかなければいかんと思うわけだけれども、その辺のところについては5月6日までで大体26億円ぐらいを考えていると。これから

先のことについては、緊急事態宣言が延長されても、こういう協力金については現時点においては全く考えが国からも来ていないし、県独自の考えもないというようなことで、その辺については全くですね。

5月6日というのは目の前にあるんだけど、いわゆる協力要請を受けて店を閉じてしまっている方々は、先行きの不安というのが非常にあると思うんです。だから、1か月間延長される。では、それに対する補償がどういうふうになっていくのかと、協力金というのがどうなっていくのかと。

そういう姿勢を県としても、国と早く連絡をとり、そして、そういう見込についてしっかり県民の前に明らかにするということが大事ではないかと思うが、その辺は総務部長はどう考えているのか。

【大田総務部長】今いただいたご意見でございますが、産業労働部と制度設計のところは連携していくという前提ではございますけれども、私が今考えていますのは、まず1点は、休業要請自体をどのように取り扱うかという点につきましては、まさに緊急事態宣言の今後の取扱いということに加えて、隣県においてどのような対応を行っていくか。隣県が要請をそのままといった時に本県だけ行わないということになりますと、やはり流入という心配が出てまいります。また、それに併せまして県内における人の動きとか、あるいは感染の拡大と申しますか状況を総合的に判断する必要があると思っております。

ただ、おっしゃったとおり5月6日はもう早急にやってまいりますので、そこにつきましては、ここ数日の間に情報も取りながら方針を決めていく必要があるかと考えています。

休業要請の期間自体をどのような形に取り扱

うかというところとある程度セットになってくるかとは思いますが、協力金の取扱いにつきましては、基本的にその考え方としましては営業補償ということではないという整理をさせていただいております。営業補償ということになりますと、まさに期間がどれだけであって、その間にどれだけのある意味損害が生じるかといったことを考える必要があると考えておりますけれども、今回の考え方の整理といたしましては、あくまで休業要請をさせていただきまして、それにご協力をいただくことについてお支払いをしたいというふうに考えているものでございますので、あまりにその期間が長期間にわたるといことになりますと、協力金以外の手立ても考える必要があるかというふうには考えておりますけれども、少なくとも休業要請をさせていただいて、その期間が延長された時に期間の幅に応じて、そのままその協力金が例えば倍になるとかといった性質のものではないというふうに考えております。

【小林委員】営業補償ではないということについて、協力金とは何ぞやというところについて、30万円をいつごろ出してくれるのか、まだはっきりしていないし、どんな申請をどこでやるのかと、こんなことははっきりしていないじゃないか。

こういうようなことになってきますと、県が大々的に、知事が県民に向かって30万円ということをお知らせしているわけだから、それはもらい損なうことはないとか、あるいは計画が変わるとか、方針が変わるといようなことはないだろうと、その辺はみんなが安心していると思うけれども、では、いつ申請をするのか、どこで取り扱うのか、その30万円が自分たちの手元にいつごろ入金されるのかと、こんなようなことについても、これから先の自分の商売をい

ろいろ展望する時に、とても大事な視点であることは言うまでもないことです。その上に立て、今言う約1か月間というふうになってまいりますとですね。緊急事態宣言が1か月間も延びて、休業要請については大型連休だけのものではあったのかと、こんな話になっていくわけで。

さらに新型コロナウイルスの感染が、相変わらずとどめがきかない、拡大をされつつあるかという状況の中で、自分の商売を5月6日まで、要請に応じて休業したと。

さあ、そこから再開をしていいのかどうか。この辺のところについて、あなた方に聞くのはちょっと大変かもしれませんが、延長された状況の中で、休業要請を5月6日で解除されて、そのまま商売をやってよしいというような形になっていくのかどうか。この辺の見通しについては、特に総務部長、あなたが中心になってやっていると思うんだけど、その辺の見通しはどう考えているのか。

【大田総務部長】今の休業要請につきましては、どうしてもインフルエンザの特措法に基づくものという形でさせていただいておりますので、国の方で緊急事態宣言の対象地域がどのようになるかというのが非常に大きなウエイトを占めてくると思っております。

その状況次第ということでありましてけれども、一方で、やはり考えなければなりませんのは、休業要請というものの自体が、まさに営業をやめていただきたいという要請でございますので、不用意にといいですか、何も権限がない中で行うべきものではないと考えております。

そういったところも踏まえまして、繰り返しになりますけれども、国の状況とか他県の状況、このあたりを見ながら、しっかりと休業要請のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

また、協力金のことにつきましても、一番よろしいのは幾らでもお出しできるということだと思いますけれども、とは言いつつ、一方で財源の問題がどうしても出てくるというところがございます。

ここにつきましては、この度、知事会からも、期限の延長要請に併せまして、先ほどご説明もありました臨時交付金の取扱い、ここを例えば枠の拡大をしていくのかといったところにつきましても国の方に要望していくといった運びになってくると思っておりますので、そういったところも慎重に見極めながら、今後の要請のあり方について考えてまいりたいと思っております。

【小林委員】5月6日以降はどうするのかと、これは単に長崎県だけの問題じゃなくして、全国47都道府県の自治体において同じ問題を共有していると思うんです。したがって、長崎県だけを考えると、これから県民の皆様方をどう守っていくかと、この暮らしを守って経済をしっかり支えていかなければならないという今回の対策、同じ課題が全国にあるけれども、長崎県としても5月6日以降、仮に緊急事態宣言が延長されたとして、それは恐らく前提というよりも必ず、1か月になるのか20日になるのか、15日になるのか、よくわからんけれども、延長されることだけは、期間は別としてあるだろうと思うんです。

だとした時に、休業の協力金がどうなっていくのかと。単純に考えれば、今までどおりお願いができるのではないかと、協力金が30万円から上積みされるのではないかと、容易に受け止めている人が結構いらっしゃると思うんだよ。

その辺のところは、5月6日は目の前になっている。非常に難しいけれども、国とも相談をしなければならぬ。隣県の動きというよりも国

がどうするかということがとても大事になってくると思うし、また、協力金の原資も国からいただかなければいけない。そういう臨時交付金的なものをやっぴり上積みしていただかなくちやいかんということにもなってくるであろうから、ここは早く姿勢を。皆さん方でよく話し合っていて、そうなった場合においてはどのようなことができるのか、どうするかというような見通しをいち早く出していただかなければいかなのではないかと思いますので、この際、いろいろと皆さん方にご苦勞をかけているけれども、総務部長を中心として、県のそういう皆さん方のご意見を集約しながら、私は、県の考え方をよくよくまとめておってもらいたいということを強く要請しておきたいと思いません。よろしくをお願いします。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】吉村委員の質問とちょっとダブるんですけれども、交付金の中で60億円あって、感染者数のカウントの話が出ていました。

今回、クルーズ船で148名出ましたよね。長崎県に入港していますから、当初はカウントされていましたけれども別枠になっています。

今は長崎県で面倒を見ているわけですし、148名の、陽性者の検出も大変な中、長崎大学含めて、何とか検査してもらいました。

こういったことで、今回の感染者数を、あくまでもクルーズ船については、長崎県として国に対して、しっかりと長崎県の状況としてカウントするんだという形で要請をされているのかどうか、確認したいと思いません。

【陣野政策企画課長】先ほど申し上げましたように、交付金の算定につきましては人口、財政力、そして感染の状況と国庫補助事業の地方負担額ということで算定するという形で示されて

おりますが、具体的に感染の状況をどうカウントするのかというのはまだ示されていないところでございます。この感染症の状況が、いつ時点のものになるのかもわからないところでございます。そうした中では、やはり地方の現状をよく考えた上で算定していただきたいという思いは私どもも同じです。

国の方に問い合わせる際には、どういった制度設計になっているのか、現状もよく踏まえた上で設計してもらいたいということは、国の担当者には申し上げておりますが、まだ国も制度設計しているところで具体的には出てきていないところでございますが、委員のご指摘の点も踏まえまして、今後さらに国にも要請してまいります。

【麻生委員】横浜で起きたクルーズ船の状況と長崎で起きたクルーズ船の対応は全く違うということは認識されていると思いません。

今日にも、報道があると言われてはいますけれども、検査機械が入るといっても聞いていますし、そういった意味では大変苦勞されながら、陽性者の2割ほどは重症化するというところについても対策を県挙げてとっていますので、あくまでも長崎で起きた事案だということで、ぜひ網羅してもらうことについて強く要望したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。



予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第95号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時56分 休憩

-----  
午前11時56分 再開

-----  
【山口(経)分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時57分 閉会  
-----

委 員 長 山 口 経 正

副 委 員 長 北 村 貴 寿

署 名 委 員 大久保 潔 重

署 名 委 員 堤 典 子

---

書 記 山 脇 卓

書 記 村 井 万希子

速 記 (有)長崎速記センター